

第三十回国会 建設委員會議録 第六号

昭和三十三年十月二十二日(水曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

- 委員長 堀川 恭平君
- 委員 守江君 理事佐藤虎次郎君
- 理事 瀬戸山三男君 理事二階堂 進君
- 理事 上林與市郎君 理事中島 巖君
- 理事 三鍋 義三君
- 逢澤 寛君 大久保武雄君
- 久野 忠治君 島村 一郎君
- 砂原 格君 橋本 正之君
- 服部 安司君 林 唯義君
- 村瀬 宣親君 石川 次夫君
- 兒玉 末男君 塚本 三郎君
- 武藤 武雄君 山中 吾郎君
- 山中日露史君

出席政府委員

- 總理府事務官 榊山 俊夫君
- (首都圏整備委員 會事務局長)
- 建設事務官 美馬 郁夫君
- (計画局長) 山本 三郎君
- 建設技 官 山本 三郎君
- (河川局長)

委員外の出席者

- 建設事務官 曾川 忠君
- (河川局長) 員 山口 乾治君
- 専門 員 山口 乾治君

十月二十二日

委員小西寅松君辞任につき、その補
 欠として久野忠治君が議長の指名で
 委員に選任された。

同日

委員久野忠治君辞任につき、その補
 欠として小西寅松君が議長の指名で

委員に選任された。

十月二十日

国道三次、尾道間舗装に関する請願
 (永山忠則君紹介)(第六三九号)
 災害対策基本法制定に関する請願
 (石山權作君紹介)(第七三二号)
 宅地建物取引業法の一部改正に關する請願
 (加藤鏗五郎君紹介)(第七三三号)

同(新井京太郎君紹介)(第七七七号)
 同(荒船清十郎君紹介)(第七七八号)
 同(内海安吉君紹介)(第七七九号)
 同(久野忠治君紹介)(第七八〇号)
 同(櫻内義雄君紹介)(第七八一号)
 同(中島巖君紹介)(第七八二号)
 同(中村梅吉君紹介)(第七八三号)
 同(武藤武雄君紹介)(第七八四号)
 芝川改修事業促進に関する請願(額
 彌彌三君紹介)(第七三四号)
 荒川左岸下流域の水害防除に關する請願
 (松永東君外二名紹介)(第七八五号)

同日

芝川改修事業促進に関する請願(板
 川正吾君紹介)(第八五二号)
 道路整備促進に関する請願(丹羽兵
 助君紹介)(第八五二号)
 二級国道新潟平線改修に関する請願
 (武藤武雄君紹介)(第八五三号)
 災害復旧促進法の制定に関する請願
 (小澤貞孝君紹介)(第九五八号)
 同(中澤茂一君紹介)(第九五九号)
 同(松平忠久君紹介)(第九六〇号)
 南佐久郡下の災害復旧工事促進に關

する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第九
 六一号)
 中央自動車道の早期実現に関する請
 願(小澤貞孝君紹介)(第九六二号)
 同(中澤茂一君紹介)(第九六三号)
 同(松平忠久君紹介)(第九六四号)
 の審査を本委員会に付託された。

十月十七日

岡山市の都市計画施行に對する監督
 命令に關する陳情書(岡山市内山下
 三五八江喜代志外二名)(第一二二号)
 下水道施設整備促進に關する陳情書
 (東京都千代田区平河町二ノ六全
 市長会長金刺不二太郎)(第一四
 五号)
 泉道飯野加治木線及び水俣栗野
 線の国道編入に關する陳情書(鹿
 島伊伊佐郡加治木町長緒方明男)(第
 一六〇号)

都市改造事業に對する国庫補助増額
 等に關する陳情書(東京都千代田区
 平河町二ノ六全市長会長金刺不二
 太郎)(第一六一号)
 昭和二十四年度以降建設の公営住宅
 譲渡処分禁止解除等に關する陳情書
 (東京都千代田区平河町二ノ六全
 市長会長金刺不二太郎)(第一六二
 号)
 道路公団の組織及び運営に關する陳
 情書(東京都千代田区平河町二ノ六
 全市長会長金刺不二太郎)(第一六
 三号)

私設道路の規制措置に關する陳情書
 (東京都千代田区平河町二ノ六全
 市長会長金刺不二太郎)(第一六四号)
 都城市、鹿屋市及び指宿市間の県道
 を二級国道編入に關する陳情書(鹿

児島県肝属郡垂水町議會議長高野季
 信外九名)(第一六七号)

鹿屋市、吾平町及び佐多町伊座敷間
 の県道を主要地方道指定に關する陳
 情書(鹿屋市肝属郡垂水町議會議
 長高野季信外九名)(第一六八号)
 二級国道垂水町、串良町間の舗装工
 事実施に關する陳情書(鹿屋市
 肝属郡垂水町議會議長高野季信外
 九名)(第一六九号)

新潟県海岸保全の事業を擴大に關
 する陳情書(新潟市学校町通二番町
 五二九五笹川只一)(第一七九号)
 東京、名古屋間の高速自動車道建設
 促進に關する陳情書(愛知県議會議
 長倉知桂太郎)(第一八一号)
 二級国道松山高知線及び高知徳島線
 の一級国道編入に關する陳情書(徳
 島県議會議長久次米健太郎外二名)
 (第一八二号)

都市不燃化のための中高層建築助成
 等に關する陳情書(東京商工会議所
 会頭足立正)(第一九二号)
 山形県下の一、二級国道完全舗装等
 に關する陳情書(山形県町村会長市
 川清短)(第一九六号)
 河川法の一部改正に關する陳情書
 (愛知県議會議長倉知桂太郎外八名)
 (第一九七号)

矢作川上流にダム建設に關する陳情
 書(愛知県議會議長倉知桂太郎)(第
 一九八号)
 香川、岡山間橋梁架設に關する陳情
 書(香川県議會議長大久保雅彦)(第
 二〇〇号)

を本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件
 河川法の一部を改正する法律案(内
 閣提出第二九号)
 首都圏の既成市街地における工業等
 の制限に關する法律案(内閣提出第
 三〇号)(予)

○堀川委員長 これより會議を開き
 ます。

河川法の一部を改正する法律案を議
 題とし、審査を進めます。

本案につきましては、前回の委員會
 において、建設大臣より提案理由の説
 明を聴取いたしましたのでありますが、本
 日は、まず補足説明を聴取することに
 いたします。山本河川局長。

○山本政府委員 先般提案理由の説明
 がございました河川法の一部を改正す
 る法律案につきまして、逐条的に御説
 明を申し上げます。

まず第十七条の二の土石の採取の許
 可における規定の新設でございます。
 これは、現行法におきましては、第十
 九条の規定に基く都道府県規則によつ
 て規制されることになっており、ま
 が、提案理由説明でも申し上げました
 ように、土石の採取は、河川の治水、
 利水に重大な影響を及ぼす行為でござ
 いますので、これを改めまして、都道
 府県知事の許可を要することに法律上
 明定いたしましたのでございます。本条の
 許可は、一面では、公物における制限
 の解除の意味を持つものであると同時に

に、また採取者に、掘採した土石を取
得する権利を付与する特許の性格を
持つてゐることになります。

次に、第四十二条の改正でございま
すが、十七条の二の規定による許可
が、掘採土石の取得権を付与する特許
としての性格を持つてゐる関係上、そ
の特別の権利を付与したことに對し
て、許可者たる都道府県知事において
土石採取料を徴収できることを規定し
たわけにございまして、その性格は、
流水の占用料、敷地占用料等と同じで
あります。現行法におきましては、土
石採取は特許と考へず、採取した砂利
は、河川生産物の払い下げという私法
上の契約に基く収入として取り扱つて
いるのであります。今回の改正によ
り、公法上の収入として徴収すること
とし、必要があるときは、第五十五条
の規定により、強制徴収することもで
きるものといはれました。土石採取料
が府県の収入に帰属する点は、現行法
と同様でございます。

第五十八条以下の改正の規定は、罰
則に關するものでありまして、現行法
においては、第五十八条の委任規定に
基き、政令、省令、都道府県の規則で
それぞれ必要な罰則を規定してゐるの
であります。罰則をできるだけ法律の
規定上明確にするともに、その限度、
種類についても、社会事情の変動等を
考慮いたして、整備をはかつたのであ
ります。すなわち第五十八條は、河川
法上許可を要する行為のうち、許可を
受けないうで工作物を新築、改築、除却
し、土石を採取し、または流水を占用
した者に対する罰則規定でございまし
て、海岸法その他の公物法規との均衡
を考慮して、これを一年以下の懲役ま

たは十万円以下の罰金に処するもの
をいたしました。

第五十八條の二は、許可を受けな
い河川の敷地を占用した者、または都
道府県知事が、河川工事のために堤外
地等に立ち入り、その土地にある工事
の障害物を除去するのを拒み、または
妨げた者に対する罰則で、六月以下
の懲役または五万円以下の罰金に処す
ることにより、それぞれ河川敷地の適
正な利用の確保と、河川工事の円滑な
遂行を担保することといたしました。

第五十八條の三は、第四十三條の許
可を受けないうで、舟筏から通航料を徴
収した者に対する処罰規定でございま
すが、現行法では、政令によつて三カ
月以下の懲役または五十万円以下の罰金
となつておりましたが、現在の刑罰体系
から見て、自由刑をもつて担保すべき
ほどの可罰性のある事項とは考えられ
ないもので、五万円以下の罰金刑のみ
にとめることといたしました。

第五十八條の四につきましては、第
五十八條から前条までに規定されてい
る行為は、法人がその業務として行
う等のことも少なくないわけにございま
すが、現在の刑罰理論では、法人には
犯罪能力がないとされておられ、これら
の場合、具体的違反行為者のみが罰せ
られることになるにすぎません。しか
しながら、これでは違反行為取締りの
徹底を期することができないので、そ
のような場合には、当該法人や業主に
對して罰金刑を課することとしたの
であります。

委任し、これを河川法施行規程によつ
て制限したのでありますが、今回は
は罰則を規定することができると、今回
第十三條、第十六條、第十九條、第四
十三條第二項及び第四十七條の規定に
よる命令に限定されることを法律で明
確にいたしました。

次に、第五十八條の五第二項は、前
項により命令に罰則を規定する場合に
おいて、政令、省令、都道府県の規則
の別に従ひ、それぞれに規定されるべ
き事項との均衡を考慮して規定するべ
き罰則の最高限を定めたものでありま
す。ただし書きにつきましては、第五
十八條の三の規定で、通航料徴収に對
する自由刑を廃止したこととのつり合
ひ上、罰金刑のみとしたわけにござい
ます。

次に、附則について御説明申し上げ
ます。附則第一項は、改正法律の施行
期日に関するものでありまして、公布
の日から施行することとしたものでご
ざいます。

附則第二項は、この法律施行の際、
現に改正前の第十九條に基く都道府県
規則により許可を受けて土石を採取し
てゐる者は、改正法による許可を受け
たものとみなし、当該許可が有効であ
る間は、あらためて許可を受けること
を要しないこととしたわけにございま
す。

として徴収できることとしたわけに
ございます。

附則第三項は、従前河川法第十九條
に基く土石の採取について、都道府県
規則が制定されていなかった場合、ま
たは都道府県規則が制定されてい
ても、許可制度をとつていなかった場合
等におきまして、それまで適法に土石
を採取していた者についても、この法
律施行と同時に、すぐさま許可を受け
なければならぬこととなるわけに
ございまして、この間の円滑な移り変り
をはかるために、その者が従前と同様
の条件によつて土石採取を続けるとき
に限り、三十日の猶予期間を置き、
その間に必要な手続を行わせるもの
としたわけにございまして。

附則第四項は、この法律施行前に
なつた違反行為に對する従前の罰則の
適用は、この法律の施行により消滅さ
せるべきではないので、従前の例に
よつて処罰することといたしました。

以上、河川法の一部を改正する法律
案についての逐条御説明を終ります。

○堀川委員長 これより質疑に入りま
す。質疑の通告があります。順次これ
を許します。塚本三郎君。

○塚本委員 ただいま提案せられてお
ります改正の中で、土石の採取につ
いて、業者は地方行政の許可を受けな
ければならないということになってお
りますが、許可を受けるその許可の内
容というものは、どういふふうな形に
なつておるのか。たとえば、ここから
この地点までをとつていいとか、ある
いはどこまで掘るのかといふ深さとか、
そういう関係は、どういふふうな程度
を許可ということになっております
か。その点をお伺いいたします。

○山本政府委員 許可を受ける際に、
どういふふうな書類を出して知事の
ところに申請するかといふことの内容
だと思ひますが、もちろんその中には、
どこからどこまでの深さで、どれだけ
の幅で、どれだけの深さで、どれだけ
の量をとるといふことを具体的に図面
または書類をもつて内容をきめまし
て、許可を申請していただくわけに
ござい
ます。

○塚本委員 そうしますと、今度は許
可を必要とするといふことですけれど
も、現在まで全然無許可でやつてい
たものなのか、砂利採取法によると、許
可を要するといふことが出ておると思
ひますが、その点、現在までは大体ど
ういふふうなことになるか、御
説明願ひます。

○山本政府委員 ただいま申し上げま
したのは、現在行なつておる許可の中
請につきましての内容を申し上げたわ
けにございまして、ただ現在の規定に
よつては、都道府県知事が規則を作
りまして、それによりまして知事の許
可を受けさせることにしております。
今回は、規則を作らないで、法律で知
事の許可を受けさせるようにしよう
といふのが、今回の改正のねらいでござ
います。

○塚本委員 そういたしますと、法で
それを規定するといふことになると、
監督して、これを許可の範囲から逸脱
しておるとか、あるいはまたその許可
内であるとかいふことに対して、一々
罰則規定が載つております以上、それ
をはつきりとどれくらいといふこと
か、どれくらい地域だとかいふこと
について監督者といふものがつくもの
か、つかないものか、おそらく罰則規

定ができると、監督する者がなければならぬと思いますが、もし作るとすると、どういふ形で監督するか、現在までは、それをどういふふううに監督しておったか、この点の具体的な実例をあげて下さい。

○山本政府委員 許可の申請によりまして、とる量なりとる位置がきまっておるわけでございますから、それを、具体的に現地におきまして、その通りやらせなければいかぬわけでございませぬ。その方法といたしましては、県におきましては土木出張所がありまして、河川の監視をいたす係がおります。それが現地を回りまして、具体的にどういふふううにやっておるかということとを監視するわけでございます。それから特に多量にとっておる場合におきましては、砂利採取の監視員を常駐させまして、監督させております。以上のように、具体的に河川管理者である知事は、自分の職員を使いまして、現地を監督させておるといふのが実情でございます。

○塚本委員 すでに常駐で専門の監督者を置いてある県もある、こういうことになるわけですか。

○山本政府委員 特にたくさん砂利をとるといふようなところにつきましては、常駐の見張りを作りまして、監視員を置いております。

○塚本委員 それに違反して今までとっておったから、こういうふうな改正法が出されたのだと思えますが、現在まで違反者とか、そういうものは相当多量にあったのかどうか。そういう都道府県の規則によつてきめられたものに違反する者に対する罰則、こういうものについては、大体どんな程度

まであったか、あるいはパーセントか、許可した者と違反者との割合、そういうふうなもの程度というものは、特定の県を出していただいてもけっこうですけれども、そういう具体的な実例を、もう少し詳しく説明していただけませんか。

○山本政府委員 まず、砂利の採取の許可を受けた量よりもたくさん取る、あるいはその結果非常に深く取ってしまった、河川に影響を与えたといいふような例があるわけでございまして、ところによりましては、許可の数量の三倍も取っておるといふような例が、東京の近郊にはあるのでございます。それから許可を受けなくて取っておるといふのがたくさんあるのは、おもしろい例は、大阪府近郊の川でございませぬが、許可を受けなくて取っておるのがある。まして、それを注意を与えませぬ、そのときは取らないようにするけれども、また監視員がいなくなつた夜等に参りまして取るといふような実例がございまして、その取締りに非常に苦心しておるわけでございませぬ。罰則は、現在違反した者に対しては、二千円までの罰金が課せられることになっておりますので、それが非常に低いために、二千円出しても、砂利をよけい取れば、その方が得だといふような觀念から盗掘が非常に行われておる。あるいは量がよけい取られておるといふのが実情でございます。

○塚本委員 どうですか、その場合、罰則を重くするといふふうなことに、改正の五十八条でなすわけでございませぬけれども、その許可を得なくて取ったり、あるいは許可の範囲から逸脱して多量に取る。ところが御承知の通り、

この砂利といふものは、相当高価なものに最近なりつたところというところは、御承知の通りと思えます。そうなる、その罰則規定を重くするといふことによつて目的を達することができるといふか。それよりも、もっと監督機関を強くする方が大事じゃなからうかといふような感じもいたすのでございませぬけれども、そうすると、人件費の問題等も出てくるのではないかと、思いますが、この点、今までも相当あるといふ話ですが、割合から言いますと、許可を逸脱して取る者が大体どれくらい割合あつたか、あるいは無許可で取る者が全採取量の中でどれくらい割合あつたか、こういう点、何か御検討なさつたことがあるのでしょうか。

○山本政府委員 先ほど申し上げましたように、場所によりましては、許可の数量よりも三倍も取っておるといふような場合がございませぬし、また場所によりましては、取つてはいけぬ堤防のすぐそばから取つておる、それが、従来取つていないものから、砂利の質が非常にいい、しかも、それを幾ら追い払つても盗みにくる、人のいなきときに取るというふうな事態で、非常に困つておるわけでございませぬ。許可を受けなくて取るといふ量は、全体の採取量から比べますと、そう大した量ではございませぬと思ひますけれども、場所によりましては、非常に困つておる実情でございます。

それから、人間をよけい置けば取締りができるじゃないかといふようなお話でございますが、それも、もちろん必要だろつと思ひますけれども、兵庫等の例によりますと、人間がおつても、けんかづくで取つていくといふ

ような例もございまして、そういう場合には、別途の取締り、罰金刑を重くした等の取締りをやらぬといふ、どうもこれが処置できないといふ実情にあるわけでございませぬ。

○塚本委員 私がこんなことを申し上げなくても、十分御存じだろつと思ひますけれども、今日の砂利の重要性といふものは、おそらく一切の工事において、セメントと並行して、さらにまた近代的新建築、また道路あるいは地下資源等を発展させるために、これが不可欠のものであり、さらにまた、今後ともその重要度は、日本の国家が近代的に進めば進むほど、それと並行して重要度を増してくるものだろつと思ひます。ところが御承知の通り、砂利を取りたいといふ都府の近くの河川では、もはやなくなつてしまつておるのじゃないか。さらにはまた取つてほしいような上流や、要らないところは、ほとんど運賃その他で単価が高くなつてしまつた。こういう現象も出てきておると思ひます。そうすると、今後たとえ五年なり十年なりの間、日本の建設計画といふものを考えてみて、さらにそれと今日の河川の中におけるところの採掘可能な砂利の埋蔵量といふもの、こういうものが比較せられても、ちろんこのことは、河川の損壊を防止しなければならぬといふ大前提のもとでやることは当然であります。そういうことを阻害することなく、建設工事の促進といふことを考えてみて、採取可能な埋蔵量はどれくらいであるか、こ

ういふような点についての御検討をなされたか。もしそういうことがわかつておりましたら、大よその見通しについて御説明願ひたいと思ひます。

○山本政府委員 お説のように、砂利がわが国の建設工事にとつて最も重要なものであるといふことは、私も承知しておるわけでございませぬ。今回の法律の規定は、そういうふうな砂利の採取を禁止しようといふことではな

くて、砂利を盗んで取る者を取り締らうといふこととございませぬので、健全な砂利採取は、そのためにかえつて育成されることになるといふふううに考えておるわけでございませぬ。

それから、今お説の通り、砂利の需要地に近いところの河川等は、非常に砂利の値打があるわけでございませぬ。これに主として問題があるわけでございませぬ。少し遠くに行きますれば、お説のように、たくさん砂利があるわけでございませぬ。これを持ってくれば、需要をまかなえるわけでございませぬけれども、値段の点、主として運賃の点で非常に困つてくるということがございませぬ。そういう点につきまして、運賃をなるべく安くしていくような方法、あるいは需要地の振りがえ等の方法も考えてみなければいかぬと思ひます。一方、砂利の問題も具体的に考えてみて、砂利の総需要量をそういう面でもまかなうといふようなことも考えてみなければいかぬと思ひます。それから私どもも、別して川に支障のない分まで砂利を取り締らうといふわけではございませぬ、なるべくその川におきまして施設をやらなくとも取り得る量はふやしてやろう、しかも、もっと徹底いたしますと、何らかの施設をやりませぬ、たとえば用水せき等を、上流にしっかりとしたもの改築しますれば、河床がある程度下りましても、用水に支障のない場合も生

じてきますから、そういうような方策をとりまして、今後におきましては、もつと砂利の需要が逼迫して参りますならば、そういうふうな方法も考えなければいかぬということで、各県に對しまして、研究するように申し伝えてございます。特にこの付近の東京、神奈川あるいは阪神地帯の河川につきましては、そういう考慮が必要だと思ひまして、いろいろと計画を立てつつあるところでございます。

○塚本委員 三十一年にできました砂利採取法の説明のときに言っておりましたが、年間七千万トン、金額にして四百億という膨大な金額に上つておる。これは、おそらく今日になりますると、それから何割かふえてきておると思うんです。そういうときに、今後必要とあればという局長さんからのお話がありましたけれども、現実においては、先ほど御説明がありましたように、夜盗んででも取つていく、あるいはまた監督者とけんかをしてでも持つていくということ、相当重大な問題だと思ふんです。しかも当時より比べてみて、なお金額的には年々増大しつつあると見るならば、その砂利自身が財産だということになるのじゃないかろうか。こういう問題に對して、見通しというものがなければいかぬじゃないかと思ひますが、先ほど御質問申し上げました通り、大体ここ五年なり十年なりの見通し、年間どのくらいとつても河川としては相対的に見て大丈夫なのか。その場合の砂利の単価の上りほしないという見通し、あるいは建設工事に必要な金額、こういうことの割合からいって、大体どれくらいまでは現在のままでいいとか、あるいはこう

いうふうな法律を設けることによつて、大体これくらいまでいけるのだとかいう、そういうある程度の見通しの上でこういう改正案が出されたと思ひますが、そういう採取に對する見通し、年間どれくらいの状態がいいのか、こういう点なんかがどうですか、具体的に言ひまして……。

○山本政府委員 全般的なお話でございますが、非常に問題となつておる河川、たとえば相模川等の問題につきましては、現在の状況におきましても、現在の川に何も施設をやらなくても、このくらいの程度はよろしいだろうというふうな見当はついております。ただ全般的にいたしまして、今お話しのように七千万立米とつておるけれども、それを年間どれくらいまでしていいかというふうなことは、具体的に河川に落してみないと出て来ないわけでございます。これは、やはり砂利の業者とか、あるいは砂利の需要等の面から総合的に考えなければならぬと思ひます。あるいは砂利の需要の面で、現在の状況、あるいは将来の需要で、現在の状況、あるいは将来の需要を勘案いたしました、先ほど申し上げましたように、現在の状況におきましてはどのくらいとれる、将来なお川にいろいろの方策を施せばどのくらいとれるかというふうなことは、早急方針をきめたいというふうな考えをお持ちです。

○塚本委員 そういたしますと、これは、業者と相当利害の相反する形になる問題だと思ひますが、直接そういう採取業者と話をなさつてこういう改正案が出たものか、それとも河川の補修ということだけ、そういう立場からだけでは出されたものなのか。おそらくこれは、採取業者とある程度の話し合

いをした上でこういう改正案が出されたと思ひますが、その点、業者との関係はどういうふうになつておるか、お伺ひしたい。

○山本政府委員 この法律は、先ほど申し上げましたように、砂利の採取を禁止しようとか、あるいは砂利業者を圧迫しようとかいうわけでは決してございまして、むしろ盗んでとつていったり、あるいは許可を受けているところから盗掘していくというようなことを取り締ることでございます。砂利業者は、むしろこのために安心して仕事ができるということでございますので、その点の心配はないというふうな考えをお持ちです。

○塚本委員 今局長のおっしゃつたのは、河川補修の立場、そういう正当な立場でそういうふうにおつしやつたのだと思ひますけれども、現実には心配なこと、そういうことをやつてもらつた方がかえつて健全な業者にとつていいんだ、こういう声が具体的にあるものなのか、あるいは業者としては、やはりそうやられては困るという考えなのか。局長さんの立場では心配ないというふうにおつしやるのですけれども、業者自身は何かそういう法律をたててとつて、より採取がむずかしくなつてくるというそういう恐怖感といひますか、心配を持つておられるのかという感じがするのでございまして、局

長さんの立場でなくて、現実に健全な業者もそう言つておるかどうか、その点、どうでしょうか。

○山本政府委員 その点、砂利採取法は、砂利業者を育成する立場に立つて作つた法律でございます。従いまして、通産省側ともよく話し合ひまして、賛成をいただいたおるわけでございまして、健全なる砂利業者は賛成であるというふうな考えをお持ちです。

○木村(守)委員 関連して、ちよつとお伺ひしますが、砂利採取料は都道府県に帰属することになっております。砂利採取料というのは、どういふような基準で定めるのですか。

○曾田説明員 お尋ねの砂利の採取料の問題でございますが、これは、基準と申しますか、大体の性格といひましては、一応鉱物の使用料といひますか、手数料というか、そういう性格のものに考えられておるものでございませう。従いまして、河川法制定当時の砂利採取料といひますもの、昭和の初年ごろで、東京あたりで大体一立米当り十一銭になつておりました、現在が大体五十円程度になつておりますが、性格は、先ほど申し上げましたように、手数料的な性格であるというふうな考え方を持っております。また基準でございまして、これも都心地に近いところとか、あるいは遠いところ、いろいろございまして、一般的な基準はございませんで、たとえば、ある県内におきまして、県の僻地にあるところは若干安くしてあり、大体都会地に近いところは高くする、そういう程度の基準になつてございまして、大体の砂利の年間の収入は、二億円程度でござい

ます。

定は、今塚本君から言つたような、いわゆる業者を圧迫するような結果が出てくるのではないか。それから都道府県にまかして置く、都道府県のいろいろな違つた考え方から、非常に採取料に不公平があるのではないか、そういう点はありませぬか。

○曾田説明員 先ほど申し上げましたように、大体砂利の価格といひますものの四、五割は運賃じゃないかと思つております。従いまして、砂利の採取料が砂利の価格に占めます値段といひますものは、数%程度と思つております。先ほど申し上げましたように、大体の採取料の性質といひますものが、鉱物の使用料的な手数料的なものであるという関係におきまして、その大きな差をつけることはできないじゃないかと思ひます。消費地と採取地との現場の距離関係におきまして、若干の差はあるいはつておると思ひますけれども、いわゆる砂利販売価格を考へまして、それに見合うように砂利の値段を上げるとか、そういう問題は、今の採取料といひましては適当じゃないのではないかと。大体今のところ東京が五十円程度で、大阪あたりが三十円程度でございまして、二十円から五十円程度の範囲になつておりました。

○木村(守)委員 變なことを聞くのですが、どうも砂利採取の不正な行為を防止するため、常駐の監視員を置くことがあつたということになりまして、これは、きつめて低廉な砂利採取料で常駐の監視員を置かなくちゃいけないということになりますと、國家財政からいつても、非常に思わしくないというふうな状態になるのではないかと、また砂利採取

ということが、一面からいえば、これは鉱物資源の開発ということになるから、正しい砂利採取は、河川の保全という点にも役立つと思う。しかし不正なる砂利採取は、あるいは橋梁、あるいは築堤等を破壊するような、非常に国家的に不利な状態を招くというようなことから考えますと、非常に矛盾したような格好になります。砂利採取とこのだけに監視員を常駐させなければならぬということになりますと、少くともこの砂利採取の監視員といふものは、砂利採取料によってまかなえるような状態ではなくちやならぬのじゃないかと思うのですが、この辺の矛盾は、どういふふうにお考えになりますか。

○山本政府委員 砂利採取に対する専門の監視員を置くというものは、ほんとうに特定な例でございまして、これは、もちろん県の職員がおるわけでございませぬけれども、年間で百万立米以上も取るような河川、あるいは業者がたぐさん人つておりました、くつわを並べて取っているというような特定な河川でございまして、この付近で申しますと、多摩川とか相模川とかいふものでございまして、従いまして、それらの河川から上る収入は、監視員をまかなって十分余りがあると思ひます。その他の小規模に取っておるようなところにつきましては、土木出張所の職員がときどき見回りをすることによっておるのであります。

○砂原委員 関連して、この法律を改正せられますに当って、これに最も関係の深い——これは、全国的にあるかどうかというところは、私もよくわかりませぬけれども、私の地域等では、内

水面の漁業の問題とからみ合せて、砂利採取の問題が非常に複雑な問題としておる。局長も御存じだと思つておりますが、今太田川の改修をやっておりますのに対して、太田川漁業組合というものがございまして、それが七千万円か八千万円かの補償を払えというので、がらがら言つておるような状態でありまして、砂利の採取権の許可をとりまして採取をしておる上に、漁業権の方の補償を払わなければならぬ、その際には、漁業補償の方が砂利の採取料よりも高率な補償要求をされておるといふ事実があつて、こういうような問題が、あるいは他の地方においてもからみ合つておるのではないかと思ひますが、こうした漁業権の問題に対して、この法律を改正せられまことに當つて考慮を払われた事実があるかといふことを、お尋ねしておきたい。

○山本政府委員 お説のように、内水面漁業が設定されておりますと、そこで砂利を取つたり、あるいは工事をやる場合に、漁業の補償という問題が起きて参りまして、従来例によりまして、非常に大きな要求額を持つてくるというふうな点で非常に困つておる例がございまして、しかし、非常に大きな要求を持つて参りますけれども、終局的には、やはり妥当なところでまことにしておるのが実情でございまして、ましておるのが実情でございまして、常に支障を来たしておる、あるいは工事をやる場合に、非常に支障を来たしておるといふような実例があるわけでございます。私もよくわかつておるけれども、私の地域等では、内

水面の漁業の問題とからみ合せて、砂利採取の問題が非常に複雑な問題としておる。局長も御存じだと思つておりますが、今太田川の改修をやっておりますのに対して、太田川漁業組合というものがございまして、それが七千万円か八千万円かの補償を払えというので、がらがら言つておるような状態でありまして、砂利の採取権の許可をとりまして採取をしておる上に、漁業権の方の補償を払わなければならぬ、その際には、漁業補償の方が砂利の採取料よりも高率な補償要求をされておるといふ事実があつて、こういうような問題が、あるいは他の地方においてもからみ合つておるのではないかと思ひますが、こうした漁業権の問題に対して、この法律を改正せられまことに當つて考慮を払われた事実があるかといふことを、お尋ねしておきたい。

ておるわけでございますが、今回の改正につきましては、砂利の盗掘、あるいは許可以上に取つておる者等の取締りだけを一つ法律改正して、こういふこととございまして、その点まではまだ行つておりません。

○砂原委員 今度は、それまで行つてないといふことはよくわかるので、将来この問題も、建設省としては何とか善処する方法も用意をお持ちであるかどうかといふことを伺いたい。

○山本政府委員 河川法の改正等の場合におきましても、そういう点も考えなければならぬと思ひますけれども、河川法等におきましては、公物を管理しておられますが、それらの点は、一つの民事的の問題とも考えられますので、将来とも研究して参りたいと思つておられます。

したこともありまして、これは、結局昨年の十月の最高裁の判決によりまして、河川におきます砂利の盗掘は、竊盗罪を構成しないという判決が出ております。これは、結局あいつた広い範囲に砂利があるわけでございますが、それに対して、所轄の地方行政庁におきまして、管理あるいは占有につきまして、特別の措置を講じていない。すなわち、たとえば、砂利を都道府県知事が管理、占有しておる、そういう事実がない限りは、竊盗罪を構成しないといふような判決が出ております。今回砂利の罰則を河川法の改正で強化いたしました理由も、結局砂利の盗掘につきましては、竊盗罪の適用もなないといふような関連も実はあつたのであります。

○山中(日)委員 そういたしますと、採取料を支払つて上石の採取をした場合には、特に採取した上石そのものについて、国との間の売買というふうな私法上の契約関係といふものがなく、つまり採取料さえ払えば、当然それが採取権者のものになる、こういう觀念になつておるのかどうか。採取料を支払つて採取する権利は獲得するけれども、同時にその所有権は、国と採取業者との間のいわゆる売買的要素が含まれて、それで初めて所有権といふものが採取権者に帰属するの、その点の考え方は、どうなつておりますか。

○曾田説明員 実は、河川の砂利を無許可で採取いたしました場合に、刑法の竊盗罪の適用があるかどうかという問題でございまして、実は過去におきまして、現在の砂利の盗掘の罰則が、御存じのように二千円以下の罰金であるといふ関係もありまして、非常に少ないといふような関係上、竊盗罪といつたしまして、若干の県におきまして告発

権も採取業者が取得するというところでございまして。

○塚本委員 関連して、先ほどの説明で、最高裁では、犯罪を構成しないという判決があつた。その理由として、所有権としての管理ができてないからだといふような理由のもとに、犯罪を構成しないといふふうな判決があつたという説明がありました。そういう重罰規定に改正することになると、当然何らかの形で具体的に管理する形態をとらないことには、罰則規定の適用が不可能になりはしないか、そういうふうな気がするわけですが、具体的に、今後どのようにして法を守るように処置をなさるかといふことと、もう一つ、許可に當りまして、各地方に行きますと、非常にいまわしい風聞を聞くわけなんです。といふことは、だれだれの業者に対しては、あの県当局とはこういう悪いつながらあるから許可したんだとかいふふうな、採取業者との間の許可について、スキャンダルのような風聞が世上にはよく立つておる。従つて、これは河川の保存といふことから考えて、許可不許可という問題が出てくると思ひます。ならば、この河川についてはどのくらいとつてもいいとか、この河川はだめだといふことを、客観的に科学的にある程度基準とか、そういうものが明示せられなければ、そういう許可に対する公正なものが出せないのではなからうかといふふうな考えは、各河川ごとにある程度の許可に対する基準が設けてあるのかどうか。どういふ形でそういう基準といふものをきめた

権も採取業者が取得するというところでございまして。

か。この二点について御説明願いたい。
○山本政府委員 河川が正常な状態に保たれるべき計画を作っておかないければ、取締りができないじゃないかというお話でございますが、これは、もつともなお話でございます。重要な河川につきましては、どこまでの河床に下げていいか、あるいは堤防の前ほどのくらいまで掘っていいかというような計画は、作ってございます。これは、改修計画で、洪水を疎通するのに必要な川幅をきめまして、将来の河床の維持には、こういうふうな高さに維持するのがいいという計画河床線というのを作っておきまして、それに準じて取締をやっていくという方針をとっております。ただ先ほどお話がございましたように、需要の多い川につきましては、改修計画よりもさらに掘っていいような場所もございまして、非常に川幅の広いときには、洪水を流すために必要な量を掘るよりも、さらに掘っていいような場合もございまして、それらにつきましても、さらに掘っていいような法線をきめまして、その範囲内で掘るといふような方法をとっております。

○塚本委員 許可に対する基準の点は、わかったわけですが、管理の問題で、管理の方法というものが、従来の状態では、砂利を敷いて許可なしでとっていても、管理を十分にしないでないから物盗とみなさないと、最高裁の判決があったとするならば、今後より重い罰則を設けられても、今の管理の状態では、同じような判決が下る危険性があるのではないかと思う。従って罰則規定を重くすることによつ

て河川の保存をしようとするならば、やはりこれが犯罪を構成するという判決を出されるような建前にするため、ある程度河川管理というものを、今までと違った、具体的なこういう管理のもとに置いたのだが、それでも持っていたんだから物盗になるんだ、こういうことで、犯罪を構成する理由にするべき管理の方法というものを、とる必要があるんじゃないかと思っておりますが、その点、どうですか。

○曾田説明員 最高裁の判決でございしますが、これは、要するに刑法上の窃盗罪の構成要件であり管理、占有というものにつきましては、たとえば先ほど申し上げましたように、特定のさく等を設けておきまして、特定の占有の措置を講じてなければ、刑法上の窃盗罪の構成要件にはならない。そういう意味の判決でございまして、従いまして、ここに河川法関係その他交通管理の關係の罰則というものは、これはいわゆる行政罰でございまして、直接にわゆる行政罰でございまして、刑法の各条文の罪とは関係ないわけでございます。しかしながら、それは別といたしまして、ただいまお尋ねのように、河川の管理者が、この河川につきましては、砂利を採取してはいけないというような何らかの表示をおくとか、あるいは常時巡回をする、そういうことにつきましては、刑法の窃盗罪とか、そういう問題とは別に、一般に對する關係もございしますので、そういう方面の措置は、今後十分やっついていかなければいけないと考えております。

○堀川委員長 兒玉委員。
○兒玉委員 二、三お伺いをしたいと思いますが、第一は、この新しく追加

されまます十七条の二の河川の区域といふのは、どの程度の区域をさして言っているのか、その表現がきわめて抽象的であるわけでございまして、その区域の限界について、まずお伺いをしたいと思ひます。

○曾田説明員 ただいまお尋ねの第十七条の二の河川の区域の問題でございしますが、これは、河川法の適用を受けます河川は、河川法の第一条によりまして、主務大臣が認定することになっております。これは、要するに河川の縦の区間を第一条で建設大臣が認定する、第二条におきまして「河川ノ区域ハ地方行政庁ノ認定スル所ニ依ル」この規定によりまして、河川の横の区域、これを地方行政庁が認定する。このように、第一条並びに第二条におきまして、主務大臣あるいは地方行政庁が認定しました区域、これが第十七条の二の河川の区域でございまして、

○兒玉委員 この改正の目的というのは、罰則の強化と、被害の防止ということにその目的が置かれておりますが、被害の防止という点から考えますと、現在までの法律の実施によつて、どの程度の被害というものが起きているのか、この点の状況について、もし具体的な数字等が現われておりますれば、その点をお伺いしたいと思います。

○山本政府委員 ただいま手元にあります盗掘の事例が、全国で三十四、五件から実例が参っております。そのうちには、重大なる支障がないものも若干含まれておりますけれども、たとえば山形県の最上川におきましては、盗掘のあったために、河床が非常に不安定となりまして、川の流れが非常に乱流いたします。そのために、従来あた

りでなかったところの堤防に水が当るようになりまして、護岸がないところに水が当るようになり、そのために堤防が非常に不安定になったというように実例がございまして、その他各府県からの報告によりまして、砂利を川の中非常に下りまして、取水の取り入れに困るようになったり、堤防自体にも非常に危険が生じて、堤防から漏水するようになったというような実例がございまして、特にひどいのは、この付近にありましては神奈川県、それから東京、京阪地帯におきましては大阪、兵庫等がひどい実例を示しております。

○兒玉委員 この河川法の十九条と新しき追加される十七条ノ二の關係でございしますが、十九條の條文から判斷をしますと、新しく追加されるこの十七條ノ二といふのも、この十九條の規定するところによつて十分補われるのじゃないか。そういう意味から考えますと、十七條ノ二といふのは、新しく追加する必要がないのじゃないかというところも考へるわけですが、十九條と十七條ノ二の關連性についてお伺いしたいと思います。

○曾田説明員 お答えいたします。今お尋ねの今の十九條の規定と十七條ノ二の新しい規定との問題でございまして、これは、お説の通り、現在までは十九條によりまして、都道府県規則によつて砂利採取の規制をしてきたわけでございます。またそれに関連いたしまして、罰則關係は、都道府県規則に基きまして二千円以下の罰金に課すまます。今度新しく十七條ノ二を設けま

した理由は、まず今までの十九條の規定によりまして都道府県規則にまかせておきますのを、法律ではつきりとおつて正面から都道府県知事の許可にした。それに伴ひまして、罰則も一年以下の懲役に上げたということでございます。要の意味から申し上げますと、今までの罰則の二千円以下という程度でございましてならば、都道府県規則にまかせておつてもいいわけでありますけれども、罰則を一年以下の懲役ということにいたしましたためには、これは、法律におきまして明確に規定する必要がございましては、法律におきまして明確にきめるべきじゃないか、そういう關連もございまして、新しく十七條ノ二という規定を設けたわけでございます。

○兒玉委員 ただいまの御回答でよくわかったわけですが、結局罰則の強化というところを許可ということについて、法律上明確な系統立てをしたというところでございまして、そういういふゆる罰則と許可に対する制限というものを強化したということと並行的に考へられますことは、先ほど塚本委員の質問と多少重複する点もあろうかと思ひますが、やはり一方的な制限では、この改正の趣旨というものが十分に徹底しないのじゃないか。やはり並行的に監督機構というものを強化するといふものを強化するといふことが、最も必要じゃないかと思ひますが、重複の点もあろうかと思ひますが、この点についての御見解を伺いたいと思ひます。

○山本政府委員 お説の通りでございまして、監督機構も強化いたします

し、またこのために、砂利業者が圧迫されるというようなことは企図してはいないわけでございますが、そういう結果になって、砂利を当然とつてもいいようなもの、あるいは需要の非常に多い要求に應ずるために、砂利の採取に影響を及ぼしてはいかぬという点でございますので、監督の強化をいたすとともに、砂利の生産につきましても、積極的に指導いたしまして、支障のないようにしたいと考えております。

○見玉委員 最後にお伺いしたいのは、先ほど河川局長の御回答にもありましたが、被害の実態というものについて神奈川県それから京阪神の東京、大阪といった大都市周辺が乱掘の状態にあり、被害も非常に多いということでありまして、特に砂利、石等の利用度というものは、都市周辺ほど多いと思うのでありますが、今度の法律改正によりまして、あるいは罰則の強化によって、都市周辺の採石事業というものが相当制約されるのではないかと、その結果、需要度の高い都市周辺における砂利とか、あるいは石等のコストというものが高くなるのではないかと。それによって、やはり建設部面としては非常に重大な影響を持つと考えるのですが、この点の対策について、どのような見解をお持ちですか。

○山本政府委員 お説の点につきましては、非常に需要地の近いところにおきましては、砂利の採集量も非常に多いのでございます。それに比例いたしまして、盗掘であるとか、あるいは量をよけいとするというようなものもあるわけでございます。しかし、この法律を作りまして趣旨は、正当にとるものを圧迫しようというようなことでは

ございませぬし、また一方、砂利の需要は非常に重要なものでございますので、できるだけ砂利のとれるような考案方に河川をするという立場で、これから考えていきたいというふうに思っているわけでございまして、特に砂利の需要の多い府県には、それらにつきまして、具体的な案を作るようにただいまお願いして、案を立案中でございます。

○武藤委員 関連して、先ほど採取料金は二億四千万くらい入ると言われたのですが、それは都道府県に入るのですか、国庫に入るのですか。

それからもう一つは、私特に山奥に入った方の河川に行つてみたので、先ほど運賃が九〇%と言われましたが、運賃が高く、それに採取料金がだいぶ高くて採算に合わないというので、業者がだいぶ減つてきていて、業者がだいぶ減つてきていて、川底が上つてしまつて、それを下げたために、当然砂利をとつた方がいゝ、また鉱物資源の確保という点からいゝても採取した方がいゝ。こういう状態であるのに、採算が合わないという金がかかるという話ですが、こういうことについて、建設省なり何なりがある程度監督できるような立場にこの法案ができればなるのか、あるいは従来通りなのか、お聞きしたいのです。

ましたように、一立米当り現在二十円から五十円くらいの問題でありまして、砂利の採取自体が砂利の価格に非常に影響を及ぼすというふうには、考えられないと思つております。

○堀川委員 山中善郎君。

○山中(善)委員 今度の改正は、許可については、特許の性格を持つておると御説明があつたのですが、現行においては、禁止の解除という性格のものを、局長は、権利の設定行為として特許の性格を持たしたと御説明があつたところに、砂利採取について、大きな思想の変革があるのではないかと思つております。そこに、建設省の河川法に対する思想がむしろ變つたとさえ私は考へるのですが、特許の性格を持つていて、御説明ですが、特許の性格に變えた目的、理由を御説明願いたいと思つております。

きました。これは、同税滞納処分例によりまして強制徴収できる。かたがた今までの私法上の問題でございまして、砂利の払い下げ料につきましても、そういう滞納の場合におきましては、民事上の訴訟とかいろいろな手続が要るわけでございますが、これを公法上の問題といたします関係上、滞納の場合におきましては、同税滞納処分例によつて措置できる、そういうふうな点も考へまして、公法上の権利を与えたのだというふうな考へております。

○山中(善)委員 意図は、ほのかにかつてきたのでありますが、今までの河川の河川に対する考へ方は、災害防止という立場から、一般の国民が砂利を採取することによって、災害の危険を来たすというところのために制限をしてきた。従つて、そうでない場合には、砂利というものは、一般の国民が利用できるように開放されておつたというふうな考へ方であつたけれども、そうであるなしに、何か河川の砂利に対する所有権思想がはつきり進化して、そして、制限をしておつた災害防止ということの目的以外に、砂利で財源を獲得するといふふうな、財産所有権あるいは営業的などいふか、そういう思想といふものをここに織り込んでしまつたのですか。

○曾田説明員 お答えいたします。先ほど申し上げましたように、流水の占有とか敷地の占有とか、河川に關するいろいろな制限がございまして、それと同じように、治水の面から考へますと、土石の採取という地位も同じではないか、そういう考へが基調になつておるわけでは

長の説明があつたので、これは、砂利採取についての政府の考へ方が變革したのだと受け取つたのですが、簡単に、もつと管理をよくして災害に危険を与えるようなことのないようにといふふうな考へ方以外に、何かあるのではないか、その辺を一つはつきり聞きたい。

○山本政府委員 これは、先ほど来御説明申し上げましたように、河川の水の利用とか、あるいは敷地の利用等につきましても、今回事務について取らうという処置をとつて参つたわけでございまして、土石の採取も、堤防等あるいは河川の工作物に対して、最近その量がふえて参りまして、非常に影響が多いわけでございまして、その流水の占有あるいは敷地の占有等と同じように扱おうということではございませぬし、決してこれをやめて財源をふやそうとかいふ点は、考へておるわけでは

○山中(善)委員 占有というのは、継続的な状態だものだから、そこに権利付与といふようなことがあると思つておるわけですが、砂利を取るだけの話です。全然違つておるわけではございませぬし。

○曾田説明員 考へ方は、先ほど申し上げたわけでございまして、具体的な今までのどう違つるかと思つて、一つの御参考にならうかと思つて、制限の解除というだけであつたわけでございまして、従つて、その取りました砂利の所有権はなかつたわけでは

方で非常に影響を及ぼすというふうなお話でございまして、先ほど申し上げ

○山中(善)委員 私は、特許という局

○曾田説明員 先ほど申し上げましたように、流水の占有とか敷地の占有とか、河川に關するいろいろな制限がございまして、それと同じように、治水の面から考へますと、土石の採取という地位も同じではないか、そういう考へが基調になつておるわけでは

○曾田説明員 考へ方は、先ほど申し上げたわけでございまして、具体的な今までのどう違つるかと思つて、一つの御参考にならうかと思つて、制限の解除というだけであつたわけでございまして、従つて、その取りました砂利の所有権はなかつたわけでは

は所有権を得た、そういう関係になつておたつたわけでございますが、今度は、そういうあれはなくて、許可によりまして取りました砂利は、直ちに採取業者に所有権がいく。そういう点では、進んでくるかと思ひますが、まあ根本的には、先ほど申し上げましたように、その重要性から特許ということを考えまして、派生的に、そういう砂利の採取料を、国税滞納処分例によるのか、そういう問題になつてきたと思ひます。

○山中(吾)委員 まだ十分理解できないのですが、河川に対する国の所有権思想とかいふものについて、何か変更してきたのじゃないかというふうにはとらざるを得ないのですが、なおあとでお聞きします。

それから権利を設定した特許の性格という意味の中に、砂利採取に対して権利を設定した場合には、その砂利の採取の仕方について、いろいろとよろしくない点があつても、取り消すことはできなくなるのじゃないかと思ひます。現行の場合には、制限の解除をして、そうして採取をやらしても、そのやり方について、どうもよろしくないのである場合には、常に取り消すことができなかつたが、今度はそれができなくなつて、従つて、災害防止上よろしくないのである採取の仕方をして、すでに何はどうかすることもできないという結果が出ないでしょうか。

○曾田説明員 お尋ねの問題でございますが、これは、他の場合と同様でございますが、第二十条に、許可を取り消すことができる場合を列挙してございまして、その中に、たとえば「河川ノ状況ノ変更其ノ他許可ノ後ニ起リタル

事実ニ因リ必要ヲ生スルトキ」とか「公益ノ為必要アルトキ」とか、そういうふうな場合におきましては、許可の取り消しができる。これは、他の場合とも同様でございますが、そういう規定はございませぬ。

○山中(吾)委員 それじゃ権利の設定という言葉ですから、別に砂利採取権というものが付与されたというふうには私に解釈しますが、そうじゃないですか。それならば、取り消すことができない。いわゆる二十条の適用はできなくなるのじゃないですか。

○曾田説明員 お答えいたしますが、これは、いわゆる民法上の私権でございます。ほかに、行政上の問題でございまして、ほかの場合と同じように、取り消しできるといふふうにお聞きしております。

○山中(吾)委員 それから五十八条の二について、一号の「第十八条ノ規定ニ違反シテ河川ノ敷地ヲ占用シタル者」といふ場合、この河川の敷地について、はつきりしておかないと、いろいろな問題が出ると思ひます。この間青森に災害状況を見に行ったときに、今まで田になつておつたものが流されて、完全に河床になつておつた。そういう場合には、流水の下に川があるという格好になるのですから、その農民の所有権といふものが存続することになれば、河川の敷地といふようなことにはならないと思ひますが、今まで個人の私有地であつた田畑が、こういう水害その他を通じて河床になつてしまつた場合、そのままそれをその農民が法的に占有しておる状態がずっと続く、その場合に、いろいろの利用の仕

方自由にするのは、こういう条文の適用外かどうか、それをお聞きしたいと思ひます。

○曾田説明員 原則的に申し上げますと、河川の敷地は、私権の目的となることができませぬ。従ひまして、逆に言ひますと、現在私権があります場合に、それを消滅しなけれ

ばならない。たとえば国が買取するか、そういうふうには、私権を消滅しなれば河川の敷地にはならない、そういうふうにお聞きしております。適用河川につきましては、もちろんこの通りでございますが、準用河川につきましては、河川の敷地は、私権の目的になつてもいいというふうには従来解釈されておりました。あるいは具体的に、そういう問題が起るかもしれないと思ひますけれども、現実問題におきましては、河川の敷地に所有権がある場合におきましては、それを国等が買取いたしまして、河川の区域にするというのが建前になつております。

○堀川委員長 瀬戸山君。この改正案については、多くの委員各位からほとんど論じられませんでしたので、やや重複しますが、先ほど特に塚本委員からもそういう問題を取り上げられました。この河川法、あるいは今度目的としておられるこの一部改正案に関する問題でありますけれども、これは、主として河川の維持、そういう面から考へておられるわけでありまして、先ほどお話しに出ましたが、土石と申しますか、砂利といふものは、非常に大切な申ししようか、有用な、国民全体の公物資源であ

ります。でありますから、これは、必要に応じてとらなければならぬのであります。ただ、それと河川の維持との関係をどう調節するかということが、この法律の出でくるゆえんであります。

そこで、私が確かめておきたいといふのは、ただ河川を現状のままに置いて、あるいは改修する形態において維持するといふ考え方で、せつかくの主として河川にある鉱物資源と申しますか、国土の資源を有効に利用することができない、こういう立場をとつてはならない、こういうように考へておられるわけですか。建設省だけの考へ方といたしましては、河川をりっぱに維持して、その水を完全に利用する、これだけでいいわけでありませぬけれども、今申し上げましたように、鉱物資源を利用する一面からいふと、また別な立場でこれは考へなければならぬ。そこで、建設省は、今日までそういう点を考へておられると思ひますが、たとえば河川改修等について、砂利も鉱物資源としてきつめて重要なんだから、これは相当とらせるといふ考へ方で、それに応じた河川の利用ができるような改修計画等をすべきだと私は思ふのですが、その点はどうですか。

○山本政府委員 ただいまの点は、砂利の問題は非常に重要な資源でございまして、これを積極的に利用できないような形態に持つていかなければならぬといふことは、考へておられるわけでございます。従ひまして、河床が高いような河川につきましては、河川工事でそれを掘りまして、運搬は、一応砂利を利用する側にしてもらふというような方策を講じて、積極的に利用しよ

う、そういうことをいたしますならば、多少でも掘る費用が安くなりまして、運搬費等をカバーできるようなことにもなる、そういうような方法も考へてやつていくところもございませぬ。それからまた、都会の近くにおきまして、砂利を現在までに非常にとりまして、しかも将来も非常に必要だといふ川につきましては、河川の改修の立場よりも、さらに川に支障のない程度にはできるだけとつてもらおうじゃないか、あるいは今後の問題に多くは属しませぬけれども、砂利をとつても支障のないような何かの工作をするならば、さらにとれるのじゃないかというふうな点も、今後におきましては研究いたしまして、積極的にやつていこうというふうにお聞きしております。

○瀬戸山委員 そういふふうになつてもらいたい。先ほどもお話に出ましたが、申し上げるまでもなく、いわゆる砂利といふものは、将来ますます多量のものが必要なのは当然であります。そういうことで、ただ河川を維持するといふ考へ方だけでやりますと、せつかくの鉱物資源を最高度利用するといふことが、その立場で制限を受ける。そういうことになりませぬか、一面において、砂利を必要とする建設工事というものが、制限を受ける。これは、国家全体の利益を考へると、決して妥当ではないと思ひます。

そこで問題になるわけでございます。たとえば、先ほどお話しになりました多摩川であるとか、あるいは相模川であるとかいふことが問題になります。そういうところにおいて盗掘が行われ、多量の砂利が採取される。従つて、

河川の維持が非常に困難である。こういう一つのジレンマが起つておる。しかし、砂利は必要であるから、需要があるからとるのだ、こういうことである。そこで、砂利の国民全体の経済効果と申しますか、経済効率と、それをとらして、なおかつ高度な河川改修をするのに相当な国費が要するわけでありまして、なおかつ多量の砂利をとらしてもいいかどうかという、そのバランスを考へてやるべきものと私は思ひます。ただ、砂利をとると川が維持できない、そういう簡単な考え方でやるべきものではない、こういうふうで考へますので、その点は、一つ専門的に御検討願つておきたいと思ひます。

もう一つは、これも先ほど問題になつたのでありますが、今ほとんど大多数の川は、御承知のように天上川になりつゝある。河床がだんだん上つてきて、各地に問題が起つておるわけでありまして、そういうところは、大いにとらなくちゃならない。とらなくちゃならないが、輸送費その他の関係で、実際はとれない。手近なところからとるといふことになる。一面においては、とらないから川を浚渫したらどうかという議論もありますが、さてその浚渫をした土砂の置き場所がないというのが現状であります。そのために、河川が非常にはんらんをして、御承知のように大災害が起つておる。この問題は、非常に困難な問題であります。しかし、相当な努力をして解決しなければならぬ。堤防を幾ら作つても、その堤防はだんだん針状になつてくるという現状を来たしておる。そこで、

これは今建設省だけの考え方で直ちに解決ができると思ひません。けれども、国全体の問題として、あるいは役所関係でいえば、通産省あるいは運輸省等の関係があると思ひます。国全体の採算の上から相当遠隔の地の、しかも、とらなければ河川の維持ができません。国家全体に大きな災害を起す、こういう状態でありまして、その点を検討されて、輸送費等は相当下げて速隔な、そういうきつめて悪い状態になつておる河川の砂利もつて、この鉱物資源を国民のために利用する、こういうことが政府あるいは国全体が考へなくちゃならぬ問題だと思ひます。その点について、何か検討されておるか、あるいは検討される考へがあるか。

○山本政府委員 お話の通りでございます。先ほど、需要地から非常に遠いところに、先ほどのお話のような天上川が多いわけでもございまして、たとえば近くの駅まで出すにも非常に距離が遠いというふうなところ、それからまた駅から需要地までの距離が非常に遠いというふうなところでもございまして、たとえば砂利を川の岸まで上げてやつても、なかなか運んでいかないというやうな実例が、富山県あたりでは多いわけでもございまして、この点を何とか考へてやるならば、あれだけのたくさんな砂利資源を持つておつて、それが需要地に遠いために利用できないというやうな点でもございまして、従来におきましても考へておつたわけでもございまして、今後におきましては、砂利の需要の増進ということも考へられるわけでもございまして、積極的に考へてみたいというふうで考へております。

○瀬戸山委員 今の問題は、非常にむずかしい問題であります。国全体としては、よく真剣に検討すべき問題だと思ひます。各省とよく検討していただくようにお願いしておきます。もう一つは、これは非常に小さな問題であります。河川行政に当られる建設省に申し上げておきたいと思ひます。今申し上げましたように、この法律は、砂利を制限するわけではありませんが、砂利を制限する、一面においてこれは制限することになる。しかも、一面においては砂利は非常に必要なのだが、こういうことで砂利をとるわけですが、そこで、許可を受けてとる場合でも、部分によつて河床が非常に下る。一面においては、河床が下るので、先ほどお話が出ましたが、たとえば灌漑用水路の取水口が浮き上つて、灌漑用水が利用できない、こういう実際の姿が各所にあるわけでありまして、その場合に、河川行政をあずかしておる都道府県はどういうことをしておるかという、これは、砂利をとつたから低くなつたので、やむを得ないという態度をとつておるところが相当に多い。そうすると、農民との争いが深刻になつて参る。農民の方は、水をとる施設をしておつたけれども、一面において、砂利は、御承知の通り質の問題がありますから、同じ川ならどこでもいいというわけにはいかない。だから、たまたまそういう灌漑用水路の取水口付近の砂利をとらなくちゃならない。そうすると、今申し上げたやうに、取水口が浮き上つてしまふ、そういうところが相当にあります。その際、その取水口を守つてやる工作がなかなかできないのです。これはぜひ考へてもらいたい。河川を維持するとい

う立場と、水を利用するという立場は、私は同じ考へ方でいくべきものだと思います。そういう際には、多少金はかかりますけれども、やはり川を利用する人たちの立場も考へてやつて、そこに床どめ堰堤を作つてやつて、そこに砂利をとめてやる。こういうことをやらないで過つておるところが相当にあります。こういう問題は、ぜひ取り上げてもらいたい、これだけを申し上げて、私の質問を終わります。

○山本政府委員 今のお話は、所々にそういう問題があるわけでもございまして、さりとて、砂利をとつておる方が非常に多い場合には、だれにやらせるというわけにいかないものもございまして、従ひまして、用水の取り入れに困つておるといふやうな具体的な問題がありますので、河川工事といたしまして、あるいは砂防工事等といたしまして、そういうものをできるだけ早く作つてやりたいというふうで考へております。

○堀川委員長 次に、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律案を議題といたしまして、審議を進めることにいたします。

本案について、前回の委員会において建設大臣より提案理由の説明を聴取したのでありますが、続いて本案の補足説明を聴取いたします。首都圏整備委員会事務局長榊山俊夫君。

○榊山政府委員 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律案につきまして、逐条説明を申し上げます。

第一条は、目的を規定しております

が、すでに提案理由説明の際申し上げた通りでありますので、説明を省略させていただきます。

第二条は、以下の条文に出て参ります「既成市街地」、「作業場」、「教室」、「制限施設」、「基準面積」及び「学校」の定義をいたしたものであります。

第一項は、既成市街地の定義であります。既成市街地とは「東京都及びこれと連接する必要な都市を含む区域のうち、政令で定める市街地の区域」と定められておられます。この規定によりまして、東京都におきましては、特別都市計画法第三条の規定により緑地地域として指定された区域を除いた二十三区全域、武蔵野市及び三鷹市についてはその大部分の区域を、横浜市、川崎市及び川口市におきましては、その相当部分の区域を既成市街地と定めております。

第二項の「作業場」とは、物の加工業を含み、政令で定める業種に属するものを除いた製造業の用に供する工場、作業場をいうことといたしてあります。政令で除外する業種としては、新聞業、出版業、市乳製造業、製氷業、生コンクリート製造業等を予定しております。住民の生活上、製品の性質上等により明らかに制限区域内に立地せざるを得ない業種にのみ限定して置く考えであります。

第三項の「教室」とは、学校教育法第一条に規定する大学のうち、政令で定める大学を除いたもの及び同法第八十条第一項に規定する各種学校のう

が、すでに提案理由説明の際申し上げた通りでありますので、説明を省略させていただきます。

第二条は、以下の条文に出て参ります「既成市街地」、「作業場」、「教室」、「制限施設」、「基準面積」及び「学校」の定義をいたしたものであります。

第一項は、既成市街地の定義であります。既成市街地とは「東京都及びこれと連接する必要な都市を含む区域のうち、政令で定める市街地の区域」と定められておられます。この規定によりまして、東京都におきましては、特別都市計画法第三条の規定により緑地地域として指定された区域を除いた二十三区全域、武蔵野市及び三鷹市についてはその大部分の区域を、横浜市、川崎市及び川口市におきましては、その相当部分の区域を既成市街地と定めております。

第二項の「作業場」とは、物の加工業を含み、政令で定める業種に属するものを除いた製造業の用に供する工場、作業場をいうことといたしてあります。政令で除外する業種としては、新聞業、出版業、市乳製造業、製氷業、生コンクリート製造業等を予定しております。住民の生活上、製品の性質上等により明らかに制限区域内に立地せざるを得ない業種にのみ限定して置く考えであります。

第三項の「教室」とは、学校教育法第一条に規定する大学のうち、政令で定める大学を除いたもの及び同法第八十条第一項に規定する各種学校のう

ち、政令で定める各種学校を除いたものの教室をいうこととしたしており

ます。大学または各種学校のうち、主として制限区域内の住民を対象としている

ような施設、たとえば勤労者を対象とする夜間学校は、政令で除外して行きたいと考えております。また「教育」とは、いわゆる講義室をいうのでありまして、実習室、実験室等は除外して

第四項の「制限施設」とは、作業場または教室で、一の団地内にあるものの床面積の合計が、次に御説明申し上げます基準面積以上のものをいうこととしております。

第五項の「基準面積」とは、作業場につきましても、工場の種類に従って千六百平方メートル(約五百坪)以上で政令で定める面積とし、大学の教室につきましても二千平方メートル(約六百坪)、各種学校の教室につきましても千平方メートル(約二百坪)と規定したものであります。

作業場につきましても、中小企業に与える影響を考慮いたしまして、作業場床面積千六百平方メートル、約五百坪を最低基準とし、従業者百人程度以上の規模の工場を目安として、業種別に政令で基準面積を定めることとしたのであります。また、大学及び各種学校につきましても、小規模のものは主として制限区域内の住民の子弟を対象としたものでありますので、おおむね学生または生徒数が千人程度のも

の制限の対象といたしまして基準面積を定めたものであります。

第三条は、工業等制限区域を規定いたしております。すなわち前条で説明

申し上げました既成市街地のうち、特に人口や産業の集中のほなほだしい東京都の特別区、武蔵野市及び三鷹市の区域を工業等制限区域としたのであります。

また、東京都の特別区に属する海面埋立地のうち、工業用地として埋め立てられた区域については、政令で制限区域から除外したいと考えております。

第四条は、要許可行為となる制限施設の施設の内容を明確にするとともに、制限区域内においては、制限施設の施設を原則として禁止し、ただ例外的に東京都知事の許可を受けた場合にのみ新設し得る旨を規定したのであります。

制限施設の施設の内容としては、次の三つの場合に分けて考えております。すなわち第一に制限施設の施設として、さらにその作業場または教室が基準面積以上の工場または学校を新築する場合であり、本条第一項で制限施設の施設といっているのは、この場合をさしているものであります。

第二に、制限施設以外の施設、たとえば倉庫、事務所等の用途を変更したり、何らの用途に供されていない施設を利用して、基準面積以上の作業場または教室に使用しようとする場合も、制限施設の施設とみなすものであります。

第二項第一号で規定しておりますのは、このことをさしておるのであります。ただこの場合、以前に制限施設であったことがある施設については、それが現在他の用途に使用されていても、それを再び制限施設として使用することは、許可を要しないことといたしました。これは、製造業につきま

しては、経済情勢の変動により、工場を長期閉鎖し、またはこれを一時他の用途に転用した後、工場を再開するような事例も多く見られ、この場合一々工場の再開のたびに、許可にかかわらしめる必要がないと考えたからであります。

制限施設の施設の新設の第三の場合といたしましては、最初に規模の小さな作業場または教室を作り、その後同一の団地内において逐次増設する場合、すなわち、作業場や教室を新築したり増築したり、または作業場や教室以外の施設の用途を変更したり、あるいは遊休施設を工場や学校に利用することによって、作業場や教室の全体の床面積が基準面積以上のものになる場合も、制限施設の施設とみなすことといたしたのであります。

第二号の規定は、この第三の場合を規定したものであります。

第五号は、第四号第一項ただし書きの許可を受けて、制限施設を新設した者は、その後に行う増設については制限を受けないうこととした規定であります。

知事が制限施設の施設の新設の許可をいたしました場合は、あとで御説明いたします許可の基準に従って、真にやむを得ないもののみを許可することといたしておりますので、一度許可を受けた事業については、それが、その後の情勢の変化に応じて増設せざるを得なくなる場合であっても、再度の許可手続を省略することとしたのであります。

第六号の規定は、一の地域が制限区域となった際等における経過措置であります。すなわちこの法律施行前から

ある既存の工場または学校や、工事中の工場または学校について、あるいは今後制限区域が拡張される場合に、既存の権益を保護する必要があるもので、本則に、かかる措置を規定したのであります。

第一項の規定は、一の地域が制限区域となった際、現にその区域内において施行されている工事にかかわる制限施設の施設については、許可を要しないこととしたものであります。制限区域となる前から遂行されていた工事に

つきましては、他の立法例にもならない、これを救済することといたしたのであります。

第二項の規定は、一の地域が制限区域となった際、現に存した作業場または教室についての経過規定でありまして、既存の施設については制限を緩和しております。すなわち、第一に、作業場または教室について、その業種を変更することによって制限施設に該当することとなった場合は、許可を要しないこととしたものであります。また、これらの作業場または教室の用途を廃止した後、これを、そのまま制限施設に該当する作業場または教室に利用いたします場合にも、同様な取扱いをいたすこととしたものであります。

第二に、一の地域が制限区域となった際における既存の作業場または教室を拡張して、同一団地内においてその床面積を増加させます場合には、もとの作業場または教室の床面積は除外し、新規に増加させる部分のみが基準面積に達するまでは制限しないことといたしてあります。これは、第四号第二項の規定の特例であります。

第三項の規定は、一の地域が制限区域となった際、現に工事中の作業場または教室につきましても、既存の作業場または教室と同様に、第二項の規定について述べましたような制限緩和の取扱いをしたものであります。また一の地域が制限区域となった際何らの用途に供されていない施設であって、以前に製造業または学校の用に供されていたもの、たとえば、あき工場等につきましても同様の取扱いをしたものであります。

第四項の規定は、一の地域が制限区域となった際、現にその区域内において作業場または教室を、製造業または学校の用に供していた者の事業経営に与える影響を十分勘案いたしまして、その地域が制限区域となった日から起算して六カ月以内に知事に届け出た場合は、その団地内におけるその後の増設を制限しないこととしたのであります。

第五項の規定は、一の地域が制限区域となった際、作業場または教室について工事施行中のものにつきまして、前項と同様に取扱いしたものであります。

第六項の規定は、政令の改正により制限施設の範囲が変わった場合の経過措置であります。

政令の改正により制限施設の範囲が変わる場合としては、第二号第二項及び第三項の規定に基く政令が改正され、今まで制限施設でなかった工場、学校が制限施設となる場合、並びに第二号第五項の規定による作業場の基準面積を定める政令が改正された場合が考えられます。

かような場合には、前五項の規定に

ある既存の工場または学校や、工事中の工場または学校について、あるいは今後制限区域が拡張される場合に、既存の権益を保護する必要があるもので、本則に、かかる措置を規定したのであります。

準じて必要な経過措置を政令で定め、既存権益を保護することとしたのであります。

第七号は、許可の申請手続についての規定であります。申請書に記載すべき事項を、第一項において規定いたしますとともに、制限施設にかかわる敷地及び建築物の配置図その他許可の基準に該当するかいなかを判断できるような資料を、政令で定めて添付すべきものとしたのであります。

第八号は許可の基準を定めております。すなわち「知事は、第四号第一項ただし書の許可の申請があつたときは、次の各号の一に該当する場合でなければ許可をしてはならない。」こととして規定してあります。

第一号は、当該制限施設の新設が制限区域内における人口の増大をもたらすこととならぬと認められるときであります。これは、この法律の目的から見て当然であり、たとへばすでに基準面積以上の作業場を設置していた者がこれを取りこわして他の場所に移転するような場合で、そのために従業員数が増加するものでない場合等がこれに該当すると考えております。

第二号は、当該制限施設の新設によつて、制限区域内における住民または他の事業者が、その生活上または事業経営上現に受けており、または将来受けるべき著しい不便が排除されると認められるときであります。これには、主として制限区域の住民のために技術修得のための各種学校の新設がぜひとも必要である場合、制限区域内の既存工場のための維持補修の工場が必要な場合等も考えております。

第三号は、制限区域外において申請

者が当該申請にかかるとする事業を営むことが著しく困難であると認められるときであります。これには、制限区域内にある親工場に主として依存し、制限区域外の親工場を建て替へておき、下請工場の新設等を考えております。

第四号は、その他政令で定める場合に該当するときであります。これは、前三号に該当しないが、制限区域内に立地することがやむを得ないもの、たとえば既存の大学の学部、学科の増設等で学生の利便等を考慮して、必要やむを得ないものと認められる場合等を考えております。

第二項は、知事が処分をするに当たつて産業政策及び文教政策との調整をかり、処分の適正を期するため、申請にかかるとする事業または学校を所管している関係行政機関の長の承認を受けることを規定したものであります。

第九号は、許可または届出の承認の規定であります。すなわち制限施設の新設についてはその許可を受けた場合、または一の区域が制限区域となつた際、現にその区域内において作業場もしくは教室をその事業の用に供している者が、知事に届出をした場合において、これらの施設を事業または学校の譲り受け、相続、合併等の包括承継により承継した者があつたときは、その者が、その行為が行われ、またはその事実があつたときから六月以内知事に届け出たときは、許可を受け、または届出をした者の地位を承継することとしたのであります。

第十号は許可の取り消しについての規定であります。第四号第一項ただし書の規定によつて制限施設の新設の許可を受けた者はすみやかに工事に着手すべきものであることは当然でありまして、正当な理由がないのに一年以内工事に着手しないときは、知事はその許可を取り消し得ることとしたのであります。この場合におきまして、許可の場合と同様に、あらかじめ関係行政機関の長の承認を要するものとしたのであります。

第十一号は、違反に対する措置に関する規定であります。本法制定の趣旨にかんがみまして、違反に対する措置としては、制限施設のうち、基準面積を越える部分の使用制限命令を出し得るようにならなければならないものと規定してあります。

第十二号は、立ち入り検査に関する必要な規定を設けたものであります。すなわち知事は、第六号第四項に規定しております届出があつた場合、及び前条の規定によりまして違反に対する措置として制限施設の使用制限を命じようとする場合、以上二つの場合に限り、立ち入り検査を行うことができることとしたのであります。

第十三号は、聴聞の規定であります。すなわち知事が第十号第一項の規定または第十一号の規定によりまして、許可の取り消しまたは違反に対する措置を行おうとする場合に、事前に公開による聴聞を行うことを要する旨を定め、もつて、これらの処分の公正を期し、関係者の権利、利益が不当に侵害されることのないようにならなければならないものと規定してあります。

第十四号は、訴訟の規定であります。すなわち本法の規定による知事の処分に対し、不服のある者の救済措置といふたしまして、この法律の主務大臣である内閣総理大臣に訴願を提起し得る道を開いたのであります。内閣総理大臣

がこの訴願を裁決しようとするときは、首都圏整備委員会及びその他の関係行政機関の長の意見を聞かなければならないこととし、裁決の公正を期することとしたのであります。

第十五号は、国に対する適用を明示した規定であります。国がみずから製造業の用に供するための工場の作業場または学校の教室を新設する場合も、国以外の者と同様に本法の適用を受けさせることは、この法律の目的に照らして当然でありまして、本条は、この旨を特に明確に規定したのであります。

第十六号は、他の関係法律の適用についての規定であります。第四号第一項ただし書の許可の対象となる制限施設の新設に関しましては、建築基準法、学校教育法、火薬類取締法等の他の法令において、本法とは別の観点から、行政庁の許可認可等の処分を要することとなつてゐるものもあつます。本条は、このような他の法令と本法とを並列的に適用されるものであることを法律上明確にしたものであります。

第十七号から第十九号までの規定は、本法の施行に関し、必要な罰則を規定したものでありまして、他の法令の類似の規定の罰則と均衡をとつて定められたものであります。

附則第二項は、本法の施行に関する事務を、首都圏整備委員会事務局をして行わしめるため、首都圏整備法について所要の改正をなすものであります。以上でございます。

○堀川委員長 本案に対する質疑は次会に行ふことといたします。

○中島(慶)委員 今回の通常国会は、最初の予定としましては、この災害に関する問題を大きく扱つておる。それ

で、政府も補正予算を提出するということが意見が一致しておるというように聞いているわけでありまして、この災害に関するところの補正予算は、当委員会の関係が非常に多いのでありまして、従つて、政府の決定以前に、政府の意見を聴取し、そして当委員会として、政府の考え方をたたと同時に、当委員会としての考えも十分政府に伝えねばならぬ。こういうような見地から、早急に大蔵大臣を当委員会へ呼んで、十分その点に対して政府の意見を聞いたり、当方の意見を政府に伝えたりする必要があると思つたので、次会、すなわち金曜日の委員会に、大蔵大臣を当委員会に呼ぶことを提案するわけでございます。

○堀川委員長 中島委員の御提案に対しましては、ごもつとも存じます。が、次回の委員会の理事会で一つ御決定いただきたい、かように存じます。次会は、明後二十四日午前十時より開会することといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十九分散会

建設委員会議録第三号中正誤

ハシ段 行 誤 正
二一 元 本案 本条

昭和三十三年十月二十五日印刷

昭和三十三年十月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局